

副 本

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

京都大学佐藤教授作成にかかる「平成 19 年 9 月 8 日付」文書（貴
庁より平成 19 年 9 月 19 日付で当方宛回付）に関するご連絡

平成 19 年 9 月 25 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



1 遺伝子組換えイネ種子（AD 41 系統）に関して

- (1) AD 41 系統をも鑑定の対象とするか否かについては、9 月 5 日付被告意見を提出した際、「しかしながら、裁判所において、AD 41 系統に関する鑑定をも実施するという佐藤教授のお考えを是とされるのであれば、被告としても、あえてこれに異議を唱えることはいたしません」と付記申し上げていたところです。
- (2) したがいまして、上記につきましては、裁判所のご判断にしたがいます。
- (3) なお、AD 41 系統の種子 100 粒（平成 18 年度栽培実験に用いた遺伝子組換えイネ種子 10 粒及び平成 18 年度の栽培実験で採取した種子 90 粒）の提供については、裁判所の鑑定嘱託命令があれば、AD 48 系統の種子に付加する形で、適宜提供可能である旨付言します。

2 人工的に作成した水田水の条件に関して

- (1) 人工的に作成した水田水の条件につきましては、9 月 8 日付佐藤教授のご意見（(3) 以下）及びこれを是とされる裁判所のご判断にしたがいます。
- (2) なお、佐藤教授への 2007 年 4 月 13 日付「原告意見書」の別紙 2 の送付については、あくまで「人工的に作成した水田水の組成条件（成分や濃度）」について佐藤教授が原告らの考え方を求めたことに対して、すでに原告ら

により提出されている提案を送れば足りる、として送付に同意したもので
す。

- (3) すなわち、上記別紙2に記載されている「人工的に作成した水田水の組成条件（成分や濃度）」以外の条件（供試サンプルの条件の状態、浸せきの条件の浸せきのさせ方、すりつぶしの対象）については、たまたま別紙2の他の部分に記載されていたに過ぎず、被告としては実験計画策定上斟酌すべきことに同意したわけではありません。
- (4) したがいまして、上記別紙2に記載されている「人工的に作成した水田水の組成条件（成分や濃度）」以外の条件（供試サンプルの条件の状態、浸せきの条件の浸せきのさせ方、すりつぶしの対象）については、そもそも実験計画策定にあたって考慮する必要はなく、また考慮すべきでもないものと思料しますので、この点、念のため付言する次第です。

3 鑑定試料ご提供の具体手続

- (1) 鑑定試料の提供につきまして、カラシナ・ディフェンシン抗体以外は9月末に提供可能としてきたところです。
- (2) 被告としては、上記スケジュールにしたがい、裁判所の鑑定嘱託命令の発令を得た上で試料を鑑定嘱託先に提供したいと考えているところですが、試料提供に関する具体的な手続（各種手続書類の交付や提供スケジュール調整等）について、（A）全て裁判所を通じて行うべきか、（B）被告が直接佐藤教授との間で行うべきか、について裁判所よりご指示を賜りたいと存じます。
- (3) 前者（A）であれば裁判所ご担当書記官殿宛、同（B）とのご指示であれば佐藤教授宛、提供実施のための詳細につき速やかにご連絡差し上げたいと存じますので、この点、よろしくお取り計らいいただきますようお願ひ申し上げます。

以上